

指定訪問介護重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	高島市社会福祉協議会きらり今津北
代表者名	会 長 西村 陽子
サービス種類	訪問介護
所在地	滋賀県高島市今津町桂830番地1
TEL	0740-22-8211
FAX	0740-22-8212
サービス事業所番号	滋賀県 2572200430 号
管理者及び連絡先	北村 江梨子 0740-22-8211
サービス提供地域	高島市内

2. 事業所職員の資格保有状況

令和8年1月現在

職 種	資 格	業務内容	人 員
管理者	介護福祉士	事業全般管理 従事者管理 訪問介護業務	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	サービス利用調整 訪問介護員への技術指導 訪問介護計画の作成 訪問介護業務	4名
訪問介護員	介護福祉士	訪問介護業務	3名
	介護職員初任者研修 ホームヘルパー2級		6名

3. 営業日・営業時間及びサービス提供時間

(1) 営 業 日 天災その他やむを得ず業務を遂行できない日を除く毎日

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

(3) サービス提供時間 午前6時から午後10時

ただし、必要に応じてサービス提供時間外のサービス提供についても相談に応じます。

4. 緊急時の対応

受付時間	受付窓口	担 当 氏 名	電話番号
午前8時30分～午後5時30分	管 理 者	北村 江梨子	0740-22-8211
上記以外の時間			080-2401-8575

5. サービス利用にかかる利用者負担額は別表のとおりとします。

6. 利用者負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますよう、お願いします。

① 自動口座引落（ご指定の金融機関から月1回引落します。）

② 現金による支払い

7. 料金表による利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、一旦、利用者が（10割）を支払い、その後、市に対して保険給付（介護保険負担割合証に記載されている割合の額）を請求していただくことになります。

その場合、事業所はサービス提供証明書を利用者に交付します。

8. 事故発生時の対応

- ① サービス提供にあたって事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- ② サービス提供にあたって賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

9. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談・苦情 対応窓口	電 話 番 号	0 7 4 0 - 2 2 - 8 2 1 1
	F A X 番 号	0 7 4 0 - 2 2 - 8 2 1 2
	相談員（責任者）	北村 江梨子
	対 応 時 間	午前8時30分～午後5時30分

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

高島市役所 高齢者支援局 介護保険課	所 在 地	滋賀県高島市新旭町北畑565番地
	電 話 番 号	0 7 4 0 - 2 5 - 8 0 2 9
	F A X 番 号	0 7 4 0 - 2 5 - 8 0 5 4
滋賀県 国民健康保険団体連合会	所 在 地	滋賀県大津市中央4-5-9
	電 話 番 号	0 7 7 - 5 1 0 - 6 6 0 5（相談・苦情受付専用）
	F A X 番 号	0 7 7 - 5 1 0 - 6 6 0 6

10. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有	無	実施した評価機関の名称	
実施した直近の年月日			評価結果の開示状況	

【説明確認欄】※重要事項説明書に記載したサービスに係る主要な事項について変更された場合、本人の同意、確認を得ます。

令和 年 月 日
(本人)

住 所 高島市

名 前

(上記代理人 代理人を選任した場合)

住 所

名 前

(事業者) 法人名 社会福祉法人高島市社会福祉協議会
法人住所 滋賀県高島市新旭町北畑45番地1
代表者名 会 長 ㊟

上記により重要事項を説明いたしました。

事業所住所 滋賀県高島市今津町桂830番地1
事業所名 高島市社会福祉協議会 きらり今津北

説 明 者 ㊟

重要事項説明書(別表)
利用料金表(1割負担)

令和6年6月改正

きらり今津北

事業所番号

2572200430

サービス利用にかかる利用者負担額は次の④のとおりです。ただし、介護保険法で定められた保険給付の支給限度額(介護度別)を超えて利用したサービスの部分は、②の基本料金全額を負担いただきます。

●訪問介護サービス利用料

(1回につき)

身体介護		①基本単位	②特定事業所加算Ⅰ後の単位 ①×1.2	③地域加算後の単位 ②×1.15	④基本料金 ③単位×地域加算率10.21	⑤保険給付 ④基本料金の9割(端数切捨)	⑥利用者負担額 ②基本料金－③保険給付
身体介護1	20分以上30分未満	244単位	293単位	337単位	3,441円	3,096円	345円
身体介護2	30分以上 1時間未満	387単位	464単位	534単位	5,452円	4,906円	546円
身体介護3	1時間以上 1時間30分未満	567単位	680単位	782単位	7,984円	7,185円	799円
身体介護4	1時間30分以上 2時間未満	649単位	779単位	896単位	9,148円	8,233円	915円
身体介護5	2時間以上 2時間30分未満	731単位	877単位	1009単位	10,302円	9,271円	1,031円
身体介護6	2時間30分以上 3時間未満	813単位	976単位	1122単位	11,456円	10,310円	1,146円
20分以上30分未満の身体介護に引き続く生活援助		①基本単位	②特定事業所加算Ⅰ後の単位 ①×1.2	③地域加算後の単位 ②×1.15	④基本料金 ③単位×地域加算率10.21	⑤保険給付 ④基本料金の9割(端数切捨)	⑥利用者負担額 ②基本料金－③保険給付
身体1生活1	生活援助20分以上45分未満	309単位	371単位	427単位	4,360円	3,924円	436円
身体1生活2	生活援助45分以上70分未満	374単位	449単位	516単位	5,268円	4,741円	527円
身体1生活3	生活援助70分以上	439単位	527単位	606単位	6,187円	5,568円	619円
30分以上1時間未満の身体介護に引き続く生活援助		①基本単位	②特定事業所加算Ⅰ後の単位 ①×1.2	③地域加算後の単位 ②×1.15	④基本料金 ③単位×地域加算率10.21	⑤保険給付 ④基本料金の9割(端数切捨)	⑥利用者負担額 ②基本料金－③保険給付
身体2生活1	生活援助20分以上45分未満	452単位	542単位	623単位	6,361円	5,724円	637円
身体2生活2	生活援助45分以上70分未満	517単位	620単位	713単位	7,280円	6,552円	728円
生活援助		①基本単位	②特定事業所加算Ⅰ後の単位 ①×1.2	③地域加算後の単位 ②×1.15	④基本料金 ③単位×地域加算率10.21	⑤保険給付 ④基本料金の9割(端数切捨)	⑥利用者負担額 ②基本料金－③保険給付
生活援助2	20分以上45分未満	179単位	215単位	247単位	2,522円	2,269円	253円
生活援助3	45分以上	220単位	264単位	304単位	3,104円	2,793円	311円
通院等乗降介助		①基本単位	②特定事業所加算Ⅰ後の単位 ①×1.2	③地域加算後の単位 ②×1.15	④基本料金 ③単位×地域加算率10.21	⑤保険給付 ④基本料金の9割(端数切捨)	⑥利用者負担額 ②基本料金－③保険給付
1回につき		97単位	116単位	133単位	1,358円	1,222円	136円
② 特定事業所加算(Ⅰ)			訪問介護サービス利用料の所定単位数に20%を加算				

＜体制要件＞

- ① 訪問介護員等・サービス提供責任者ごと作成された研修計画に基づく研修の実施。
- ② 利用者に関する情報又は、サービス提供に当たっての留意事項の伝等を目的とした会議を定期的に開催。
- ③ 利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告
- ④ 健康診断等の定期的な実施
- ⑤ 緊急時等における対応方法の明示
- ⑥ 病院、診療所または訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問介護を行う事ができる体制の整備、看取り期における対応方針の策定、看取りに関する職員研修の実施

＜人材要件＞

- ⑦ 訪問介護員等のうち介護福祉士が30%以上、又は介護福祉士・実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が50%以上
- ⑧ 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する常勤の介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務研修終了者若しくは介護職員基礎研修課程修了若しくは1級課程修了者

＜重度介護者対応要件＞

- ① 前年度、利用者のうち、要介護4～5・認知症日常生活自立度Ⅲ以上である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が20%以上である
- ② 看取り期の利用者への対応実績が1人以上であること(合わせて体制要件⑥の要件を満たすこと)

③ 特別地域訪問介護加算		訪問介護サービス利用料の所定単位数に15%を加算 厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行う場合の算定であり、豪雪地帯や辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通の不便の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域。				
緊急時訪問介護加算	①基本単位	②特定事業所加算Ⅰ後の単位 ①×1.2	③地域加算後の単位 ②×1.15	④基本料金 ③単位×地域加算率10.21	⑤保険給付 ④基本料金の9割(端数切捨)	⑥利用者負担額 ②基本料金－③保険給付
※利用者や家族からの要請で介護支援専門員が必要と認めた時に、居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合	100単位	120単位	138単位	1,409円	1,268円	141円
初回加算	①基本単位	②特定事業所加算Ⅰ後の単位 ①×1.2	③地域加算後の単位 ②×1.15	④基本料金 ③単位×地域加算率10.21	⑤保険給付 ④基本料金の9割(端数切捨)	⑥利用者負担額 ②基本料金－③保険給付
※新規の訪問介護計画を作成した利用者に初回訪問介護実施月内にサービス提供責任者自身が訪問介護又は同行訪問した場合	200単位	240単位	276単位	2,818円	2,536円	282円
夜朝・深夜に訪問した場合の加算		基本料金			利用者負担額	
早朝 午前6時～8時まで		所定単位数＋25%加算			所定単位数＋25%加算	
夜間 午後6時～10時まで		所定単位数＋25%加算			所定単位数＋25%加算	
深夜 午後10時～午前6時まで		所定単位数＋50%加算			所定単位数＋50%加算	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		加算の金額＝1月利用した基本単位の合計単位 × 処遇改善加算率0.245×地域加算率10.21				
※職場環境と処遇の改善を促進し、職員の定着を図るための加算						
交通費	※通常の事業実施地域以外の訪問に要する費用	通常実施地域から1kmまで30円、それ以上1kmまたは、その端数を超えるごとに30円を加算した額				

令和 年 月 日

利用料金に関する説明を行いました。

きらり今津北

上記について説明を受けました。

確認欄